

世田谷区公契約適正化委員会

労働報酬専門部会（第2回）次第

平成27年9月8日（火）午後1時～

場所：区役所第1庁舎2階経理課 入札室

1. 開会

2. 議題

（1）事務局からの報告

（2）労働報酬下限額について

公契約実施による契約書等について

委託事業における下限額についての見解

建設工事について

- 1 事業者の見解
- 2 労働組合の見解
- 3 それぞれの意見交換

社会保険等、標準見積書の運用について

区契約事業における賃金・報酬・社会保険加入等の実態について

今後の部会進行予定について

（3）その他

3. 閉会

世田谷区公契約適正化委員会

労働報酬専門部会（第2回）

配付資料

資料1．公共工事設計労務単価について（事務局作成版、国交省 HP 資料）

資料2．最低賃金関連資料

世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会（第1回）議事概要

公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の概要

性格

公共工事設計労務単価は、国、地方公共団体、独立行政法人等が公共工事の予定価格積算時に用いるための単価である。

設定方法

農林水産省及び国土交通省（以下、「二省」という。）で毎年、公共工事（二省、都道府県及び政令指定都市等所管の工事）に従事する労働者の賃金を調査し、所定労働時間内8時間あたり、都道府県別・職種別に集計したものを基に決定している。

(2) 公共工事設計労務単価の構成

基本給相当額

基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）

臨時の給与（賞与等）

実物給与（食事の支給等）

$$\boxed{\text{公共工事設計労務単価}} = \underbrace{\boxed{\text{基本給相当額}} + \boxed{\text{基準内手当}}}_{\text{所定労働時間内8時間あたり}} + \underbrace{\boxed{\text{臨時の給与}} + \boxed{\text{実物給与}}}_{\text{所定労働日数1日あたり}}$$

(3) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金

各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

【参考】東京都における職種別公共工事設計労務単価（平成27年2月から適用）

特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
22,000	19,200	13,700	20,100	24,400	24,600	24,700		23,600	24,800
鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
23,200	25,400	27,200	21,600	17,900	26,600	31,500	24,400	25,200	21,800
トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水土	潜水 連絡員	潜水 送気員
28,700	27,000	27,900	30,900	23,300	27,600	21,700	36,900	25,400	25,200
山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
25,500	40,700	23,500		24,900	20,700	22,500	26,900	25,000	
サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備 機械工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	
23,100	24,900	22,300	21,800	20,500	20,700	21,100	12,800	11,100	

**資料 1 の一部及び資料 2 は
他の機関作成資料のため、
非公開とする。**